

令和 6 年広審第 7 号

裁 決
漁船 A 漁船 B 衝突事件

受 審 人 a
職 名 A 船長
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b
職 名 B 船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 1 0 月 1 8 日 0 6 時 1 1 分少し過ぎ

愛媛県竹ヶ島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 22.80メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
漁船法馬力数 846キロワット
船 種 船 名 漁船B
総 ト ン 数 4.9トン
全 長 17.77メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
漁船法馬力数 48キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室の右舷側に機関操縦レバー、舵輪はなく、コントローラー式の遠隔操舵装置及び操縦席、同室前部にレーダー2台、魚群探知機2台、ソナー7台及びGPSプロッターをそれぞれ備え、中型まき網漁業付属の灯船として従事する2機2軸のFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和5年10月17日16時00分愛媛県御荘漁港銭坪地区を船団の僚船5隻と共に発し、同県大崎鼻西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、18時00分前示の漁場に到着して操業を始め、翌18日05時00分操業を終えて僚船から甲板員6人を移乗させ、05時30分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定の灯火を表示し、GPSプロッター及びレーダー1台を1海里レンジのコースアップとしてそれぞれ作動させて操船に当たり、ブブシノ瀬戸を航過して竹ヶ島北方沖

合を南下し、周囲を一見して船団以外の船舶を認めなかったので、前路に航行の支障となる他船はいないと考え、操縦席に腰を掛けて携帯電話の操作を始め、06時07分少し前須下埼灯台から340度（真方位、以下同じ。）2.38海里の地点で、針路を146度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分2,000にかけて23.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、06時07分半僅か過ぎ須下埼灯台から342度2.08海里の地点に達したとき、左舷船首2度1.6海里のところに、Bを視認することができ、同船の掲げている鼓形形象物などから漁ろうに従事中であることが分かる状態で、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bの進路を避けることなく続航し、06時11分少し過ぎ須下埼灯台から013度1,400メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に、前方から46度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、常用薄明の始めは05時46分、日出時刻は06時16分であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、同室前部右舷側にレーダー、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備え、船尾甲板に揚網機を設け、汽笛を装備しない小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、b 受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.1メートル

ルの喫水をもって、同日０４時４５分愛媛県田ノ浜漁港を発し、竹ヶ島南方沖合の漁場に向かった。

ところで、Ｂが行う小型底びき網漁は、一そうびきのトロール漁業で、揚網機から繰り出す直径約２２ミリメートル長さ約８０メートルの合成繊維製ロープ及び直径約９ミリメートル長さ約３５０メートルのワイヤロープの順に連結した引き綱２本に長さ２７メートルのＦＲＰ製張竿で網口が広げられ、同竿にそれぞれ接続した直径約２２ミリメートル長さ約１５メートルの合成繊維製ロープ各２本から長さ約１５メートルの袖網、長さ約１５メートルの袋網を順に取り付け、船尾から袋網最後部までの長さが約４７５メートルとなった漁具を、水深７０メートルないし８０メートルの海底に、２．０ノットの速力で約２時間３０分えい網して漁獲するもので、１日３回の操業を行っていた。

ｂ受審人は、０５時０５分竹ヶ島南方沖合の漁場に到着し、ＧＰＳプロッター及びレーダーをそれぞれ作動させ、トロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の灯火及び形象物をそれぞれ表示して投網を行った後、０５時１５分同島南東方沖合を西行してえい網を始め、０６時００分須下埼灯台から０４０度１，６００メートルの地点で、針路を２８０度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分２，６５０にかけて２．０ノットの速力で進行した。

ｂ受審人は、０６時０７分半僅か過ぎ須下埼灯台から０２２度１，４２０メートルの地点に達したとき、右舷船首４４度１．６海里のところに、Ａを初認し、その後、同船が衝突のおそれがある態勢で接近していることを認めたが、漁ろうに従事している形象物を表示しているので、航行している相手船がいずれ自船を避けてくれるものと思

い、汽笛不装備で警告信号を行わず、間近に接近しても、速やかに行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

b 受審人は、えい網を続けながら続航し、06時11分右舷至近にAが迫ったものの、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に破口を伴う擦過傷、両舷推進器翼に曲損及び欠損を生じたが、のち修理され、Bは船尾部外板に破口を伴う擦過傷等を生じて転覆し、同船甲板員が21日間の安静加療を要する右第5肋骨骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、航行中のAと트롤により漁ろうに従事しているBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

両船は互いに他の船舶の視野の内にあり、Bが트롤により漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示し、漁ろうに従事していたと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、御荘漁港に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漁ろうに従事しているBに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B甲板員を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、トロールにより漁ろうに従事中、Aが衝突のおそれがある態勢で接近していることを認めた場合、速やかに行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁ろうに従事している形象物を表示しているので、航行している相手船がいずれ自船を避けてくれるものと思い、衝突を避けるための協力動作をとらなかった職務上の過失により、Aとの衝突を招き、同船及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船甲板員を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月18日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿